本人情報シート記載例

モデル事例１：認知症（重度），施設入所【表面】

**本人情報シート（成年後見制度用）**

*※　この書面は，本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに，家*

*庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。*

*※　この書面は，本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。*

*※　本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には，医師や家庭裁判所から問合せが*

*されることもあります。*

作成日　　**〇〇〇〇**年　**〇**　月　**〇**　日

本人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　作成者

氏　　名：　**〇〇**　　**〇〇**　　　　　　　　　 氏　　　名：　　**〇〇**　　**〇〇** 印

生年月日：**〇〇〇〇**年　**〇**　月　**〇**　日　　　 職業(資格)：　**〇〇県社会福祉士会　相談員**

連　絡　先：　**〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本人との関係：　**入所施設から相談を受けた**

１　本人の生活場所について

□　自宅　（自宅での福祉サービスの利用　　□　あり　　□　なし）

☑　施設・病院

→　施設・病院の名称　　**特別養護老人ホーム〇〇園**

　　　　　　　　　　住所　　　　**〇〇県〇〇市〇〇町〇〇－〇〇**

２　福祉に関する認定の有無等について

　☑　介護認定　（認定日：　　　**〇〇**年　　　**〇**月）

□　要支援（１・２）　　☑　要介護（１・２・３・４・５）

□　非該当

□　障害支援区分（認定日：　　　　年　　　　月）

□　区分（１・２・３・４・５・６）　　　□　非該当

　□　療育手帳・愛の手帳など　　　（手帳の名称　　　　　　　　）（判定　　　　　　　）

　□　精神障害者保健福祉手帳　　　（１・２・３　級）

３　本人の日常・社会生活の状況について

1. 身体機能・生活機能について

□　支援の必要はない　　　□　一部について支援が必要　　　☑　全面的に支援が必要

（今後，介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等）

**２０１６年３月頃より心身状態が悪化し，同居の妻への暴力行為があったため，７月に専門医療機関（精神科）初診、入院となった。加療，リハビリテーションを受け，症状が改善し，２０１７年５月に退院と同時に現在の特別養護老人ホームへ入所した。食事はセッティングがあれば自力摂取可能。それ以外の日常生活については，ほぼ全面的に見守りや声掛け，直接介助が必要である。現在の入所施設で安定した生活を送られている。**

1. 認知機能について

日によって変動することがあるか：☑　あり　□　なし

（※　ありの場合は，良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。

　　エの項目は裏面にあります。）

ア　日常的な行為に関する意思の伝達について

　　□　意思を他者に伝達できる　　☑　伝達できない場合がある

□　ほとんど伝達できない　　　□　できない

イ　日常的な行為に関する理解について

　　□　理解できる　　　　　　　　☑　理解できない場合がある

□　ほとんど理解できない　　　□　理解できない

ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について

　　□　記憶できる　　　　　　　　□　記憶していない場合がある

☑　ほとんど記憶できない　　　□　記憶できない

1/2

モデル事例１：認知症（重度），施設入所【裏面】

エ　本人が家族等を認識できているかについて

□　正しく認識している　　　　☑　認識できていないところがある

□　ほとんど認識できていない　□　認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について

□　支障となる行動はない　　　　　　□　支障となる行動はほとんどない

☑　支障となる行動がときどきある　　□　支障となる行動がある

（行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

**施設内の自室やトイレの場所がわからず，困惑しているときが多いが，適切な声掛け誘導によって対応可能である。また，日々のスケジュール（食事の時間や活動など）は理解ができず，不安になると職員や他の入居者に尋ねることが多く，その対応が本人にとって受け入れがたいものであると，不穏になることがある。**

(4) 社会・地域との交流頻度について

□　週１回以上　　□　月１回以上　　☑　月１回未満

(5) 日常の意思決定について

□　できる　　　　□　特別な場合を除いてできる　　☑　日常的に困難　　□　できない

(6) 金銭の管理について

□　本人が管理している　　□　親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している

☑　親族又は第三者が管理している

（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

**妻が管理しているが，妻自身も高齢であり，本人との関係性が必ずしも良好ではないこともあり，負担感が強い。また，施設から本人に必要な日用品や行事への参加費を求めるときに，妻自身の判断で「不要」とされてしまうことが多い，とのこと。**

４　本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

　　（※　課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

**本人は施設において，本人自身の楽しみや生活の豊かさを感じる機会が得られず，制限的な生活になってしまっていることも否めない。本人には収入（年金）があり，本人の意思決定を支援しながら本人の興味関心を拡げるためにも活用できることが望ましい。また心身状態の変化から今後，入院加療が必要となることも想定されるため，本人の意思を尊重しながら適切に契約行為を行える第三者が存在することが，妻にとっても助けとなると考え，そのことで妻との関係性の修復も期待される。**

５　家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識

□　申立てをすることを説明しており，知っている。

☑　申立てをすることを説明したが，理解できていない。

□　申立てをすることを説明しておらず，知らない。

□　その他

（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

**本人には可能な限りわかりやすい言葉や図による説明を複数回行った。施設の相談員同席のもと，また，妻の面会時，本人が作成者に馴染みを感じられたことを受け，作成者のみとも面談した。その都度，新しい説明を聞く，という印象で，説明を理解することは難しいと感じられたが，その都度の説明においては，「そんな人がいたらありがたいね」「でも〇〇ちゃん（古い友人の妹，というが本当は妻のこと）がいるからね」という発言があった。**

６　本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

（※御意見があれば記載してください。）

**本人に日常的に関わる関係者は，施設内で完結している。本人の資産を考えれば，さまざまな選択肢が考えられる。本人の意向や意思を尊重しながら模索していくために必要な契約が行える者が必要。また，比較的高額な年金や預貯金を適切に管理し，居所についても本人の状態に合った，また，本人が望むような過ごし方が可能な施設を新たに検討できる体制をつくっていく。妻との関係性を構築していくためには，高齢となった妻の支援体制を意識した関わりが求められる。**

2/2